

別添

国保に
ご加入の
みなさまへ

平成30年4月から 国保制度が変わります!

県と市町村で国保を運営します

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない方々が加入する医療保険です。

市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低い構造となっています。

そこで、県と市町村は、市町村国保の安定的な財政運営を図り、市町村事務の効率化・標準化を推進します。



県の主な役割

国保運営の中心的な役割
(財政運営の責任主体)

市町村の主な役割

加入者に身近な
きめ細かい事業を引き続き実施

変わること

✓ 被保険者証等の様式が変わります

県も国保の保険者となることにともない、被保険者証(保険証)等の様式(記載内容など)が変わります。(下記の図参照)

福岡県では、被保険者証(保険証)について、高齢受給者証と一体化^{*1}し、1人1枚の個人カードにすることとしています。

交付済みの被保険者証(保険証)は、平成30年4月以降、新様式に順次切り替わります^{*2}が、それまでは、現在お持ちのものをお使いいただけます。被保険者証(保険証)は、医療機関等を受診する際に必要ですので大切に取扱いましょう。

■ 平成30年4月以降の更新後の様式(例)

69歳まで(一般分)の被保険者証

福岡県	有効期限	年月日	市町村によって、色などが異なる場合があります
国民健康保険被保険者証	県名が入ります		
氏名	記号	番号	市町村による資格管理の開始日が入ります
生年月日		性別	
適用開始年月日			
交付年月日			
世帯主氏名			
住所			
保険者番号		交付者名	印

※1 高齢受給者証が別途交付されている市町村は、順次、被保険者証と高齢受給者証の一体化を進めていきます。

※2 市町村ごとで、新様式への切り替えの時期は異なります。

福岡県・福岡県市町村国民健康保険・
福岡県国民健康保険団体連合会

音声コード

変わる

✓ 高額療養費の多数回該当の算定回数が、県単位で通算され加入者の負担が軽減されます

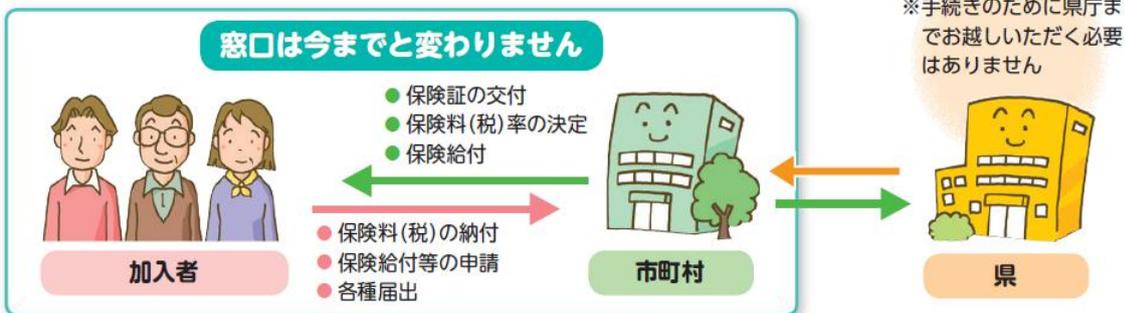
同一県内の他市町村への転出等であって、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の算定回数も、通算されるようになります。

■ 同一県内市町村間での住所異動にともなう高額療養費の多数回該当の判定



変わらない

✓ 被保険者の届出等の窓口は変わりません



✓ 医療機関の受診方法は変わりません

国保の場合、医療費の1～3割が自己負担となります。被保険者証(保険証)を提示して受診してください。



これからもみなさまが安心できる国保を、県と市町村で支えていきます。

お問い合わせは、お住まいの市町村の国保担当窓口へ

音声コード

© 社会保険出版社
禁無断転載 81983

UD
FONT

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です